

(宛先)

枚方市上下水道事業管理者

住 所

申 請 者 氏 名  
(協定締結者)

電話番号

業務用協定建物に関するみなし口径の認定申請書

業務用協定建物に係る水道料金の算定方法及びみなし口径の認定を受けるため、次のとおり申請します。

水道料金算定方法の 選 択 (みなし口径)	<input type="checkbox"/> <u>選択④ (親口径の基本料金+みなし口径の従量料金で計算)</u> 親口径の基本料金+(1戸あたりのみなし口径の従量料金×届出戸数)		
	<input type="checkbox"/> <u>選択⑤ (みなし口径の基本料金+みなし口径の従量料金で計算)</u> (1戸あたりのみなし口径の基本料金×届出戸数) +(1戸あたりのみなし口径の従量料金×届出戸数)		
水道メーターの口径 (親口径)	mm		
お客さま番号		水栓番号	
使用者氏名			
水栓所在地	枚方市	町 丁目	番 号
<p><b>【確認事項】 次の項目について、該当するところに☑をしてください。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 水道料金及び下水道使用料について、未納がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 水栓所在地において、地下水(井戸水)を利用していません。</p>			
<p><b>【確認事項】 について、調査等をするをご了承のうえ、「同意する」に☑してください。</b></p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 同意する</p>			

～注意事項～

- ①今回選択する水道料金算定方法は、決定を取り消す場合を除き、次回料金改定まで変更できません。
- ②申請内容について、虚偽の申請その他不正な行為が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
- ③業務用協定建物の協定締結者と、現在の建物所有者が異なる場合は、協定の継承を証する書類(登記簿の写し、土地売買契約書の写し等)を添付してください。
- ④下水道使用料には、みなし口径はありません。